

新たな生産体系確立支援事業

第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築を図るため、以下に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 新たな生産体系構築のための実証

需要動向等に対応した輪作体系の導入など、新たな生産体系の構築を図るための実証等の取組。

2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

需要動向に対応した新たな生産体系の構築を図るため、需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されること等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

(1) 新たな生産体系構築のための実証

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜(「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月20日農林水産省公表。)に沿った取組を行っている地域に限る。)、そば、なたね、その他地域の輪作を構成する作物等であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

(2) 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

主として畠地に作付けされる作物のうち、都道府県知事が地方農政局長等に協議し、さらに地方農政局長等が農産局長と協議した上で、重要度が高いと認めた作物とする。

なお、協議に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 転換前の作物について、中長期的に需要が減少しており、今後も需要の回復が見込まれ難いこと。

イ 転換後の作物について、生産が需要を満たしておらず、今後も継続して需要が見込まれること。

ウ 当該転換の推進により、需給や価格等の均衡が崩れるおそれのこと。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定すること。

(1) 新たな生産体系構築のための実証

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入)

(2) 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

- ・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の

合計の平均より 15.0%以上又は1ha 以上増加（転換により新規作物を導入する場合は1ha 以上導入）

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

1 新たな生産体系構築のための実証

(1) 第3の1に規定する作物の持続的な生産に向け、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな生産体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな生産体系の構築の栽培マニュアルの作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、需要に応じた新たな生産体系の構築に必要な経費。

(2) 補助率は10／10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは(1)のエに係る経費は補助対象としない。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を使しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の2の取組に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

(2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名

に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ)スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク)本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするために、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ)本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア)事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ)農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ)事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ)事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数
十年間管理費

c. 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競

争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} (\text{消費税抜き}) \\ \times \text{助成率} (1/2 \text{以内})$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} (\text{消費税抜き}) \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率} (1/2 \text{以内})$$

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格} (\text{消費税抜き}) - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率} (1/2 \text{以内})$$

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。